

議案第 14 号

山陽小野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

山陽小野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 27 日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

山陽小野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山陽小野田市教育委員会行政組織規則（平成 17 年山陽小野田市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の表社会教育課の項中「、きらら交流館」を削る。

第 9 条の表宿泊研修施設の項中

「

宿泊研修施設	山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館
	山陽小野田市青年の家

」

を

「

宿泊研修施設	山陽小野田市青年の家
--------	------------

」

に改める。

第 10 条の表きらら交流館の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。